

第 3 章

3 我が国における公営墓地実態調査

3-1 墓地等における遺（焼）骨にかかわる施設の現況調査（概要）

1 調査目的

民営墓地の許可に高い制約を求め、原則、許可が行い得ない行政施策実施している場合、当該地方公共団体における墓地需要数を満足させ得るだけの公営墓地の供給しているのか。比較的、民営墓地の許可を行う行政施策を採用している場合、許可に際し具体的にどのような条件が設けられているか。公営墓地と民営墓地の役割分担を意識しているか、という観点も含め、これらを基軸として、地方公共団体を対象としたアンケート調査、資料提供の依頼を行い、これらを整理した上で、分析を行う。

2 調査事項

公営墓地の有無及び、「有る」場合の運営状況

3 調査主体

公益社団法人 全日本墓園協会

4 調査概要

- ① 調査 期間；平成26年9月12日～10月12日
- ② 調査 対象；全国の市及び特別区（790団体）
- ③ 調査 方法；アンケート票の郵送。回収についても郵送。
- ④ 有効回答数；321団体（980墓地）

※「321団体」のうち、105団体からは「(公営墓地) 無」との回答であった。

5 回収率 32.8%

6 質問事項

- ①；墓地等施設名称
- ②；管理状況
- ③；墓地（等に関する施設の）所在地（交通アクセス）
- ④；墓地等施設が設けられた年（もしくは貴市のものとなった年）
- ⑤；（現計画の）総区画（もしくは収容可能遺（焼）骨）数
- ⑥；貸付済（「施設」の場合、収容済遺（焼）骨）数
- ⑦；使用者・遺（焼）骨委託者の条件
- ⑧；1区画あたりの面積（主なもののみ）
- ⑨；区画内の墳墓に関する規制
- ⑩；使用料
- ⑪；管理料；墓地内にある施設
- ⑫；いわゆる「無縁墳墓」の有無と整理 等

開設年について

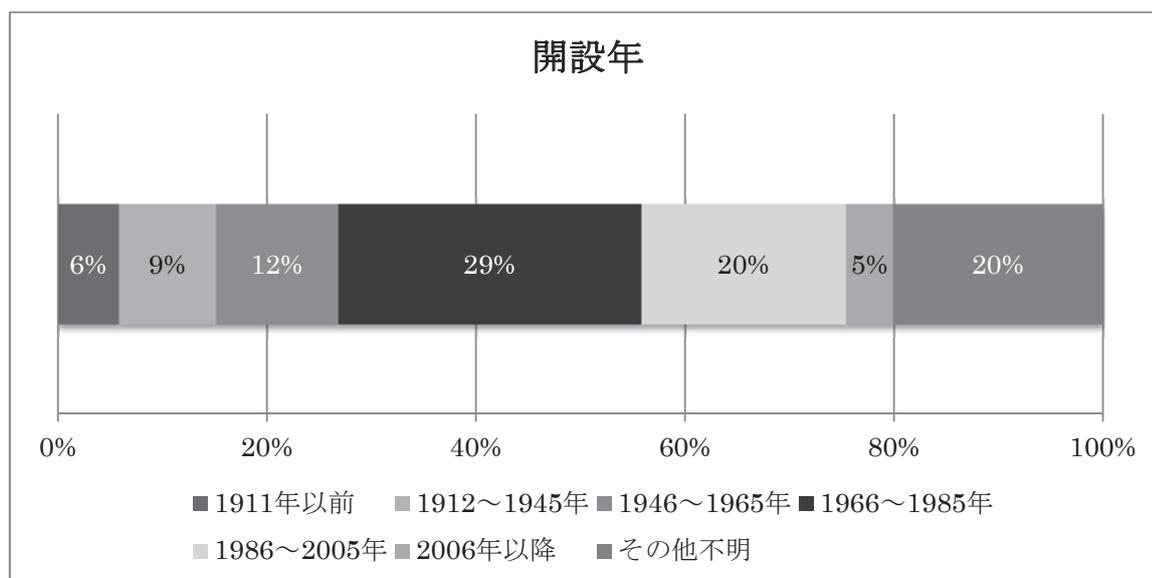
墓地の開設年

墓地等施設が設けられた時期、または市の施設となった時期については、「1966～1985年」が29%と最も高く、次いで「1986～2005年」が20%となっている。

一方、「その他不明」も20%ある。これについては市が計画して造成した墓地のほかに、古くから地域で利用されてきた墓地等の管理を引き継いでいるケースが多数あるからと考えられる。これらの墓地については、開設年や区画数など詳細が不明となっているケースも見受けられる。

【開設年、または市の施設となった時期】

1911年以前	1912～1945年	1946～1965年	1966～1985年	1986～2005年	2006年以降	その他不明
55	88	111	276	186	43	191
6%	9%	12%	29%	20%	5%	20%



(現計画の) 総区画 (もしくは収容可能遺 (焼) 骨) 数

墓地の総区画数

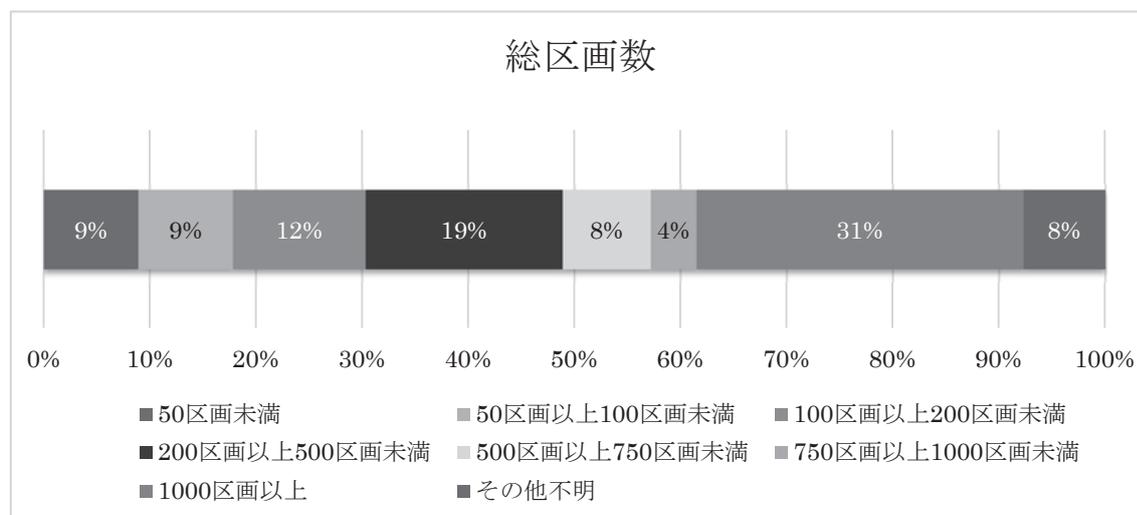
現計画における、墓地の総区画 (収容可能な遺 (焼) 骨) 数については、「1,000 区画以上」が 31% と最も高い割合となった。続く、「200 区画以上 500 区画未満」19%と比較しても 12 ポイントの差があるように、公営墓地においては大型の墓地が多い結果となった。

1,000 区画以上の内訳

さらに最も割合の高かった 1,000 区画以上の墓地の詳細をみると、「1,000 区画以上 1,500 区画未満」23%、「1,500 区画以上 2,000 区画未満」が 16%となり、4 割程度が 2,000 区画未満に納まる。一方、「5,000 区画以上」は 24%となった。

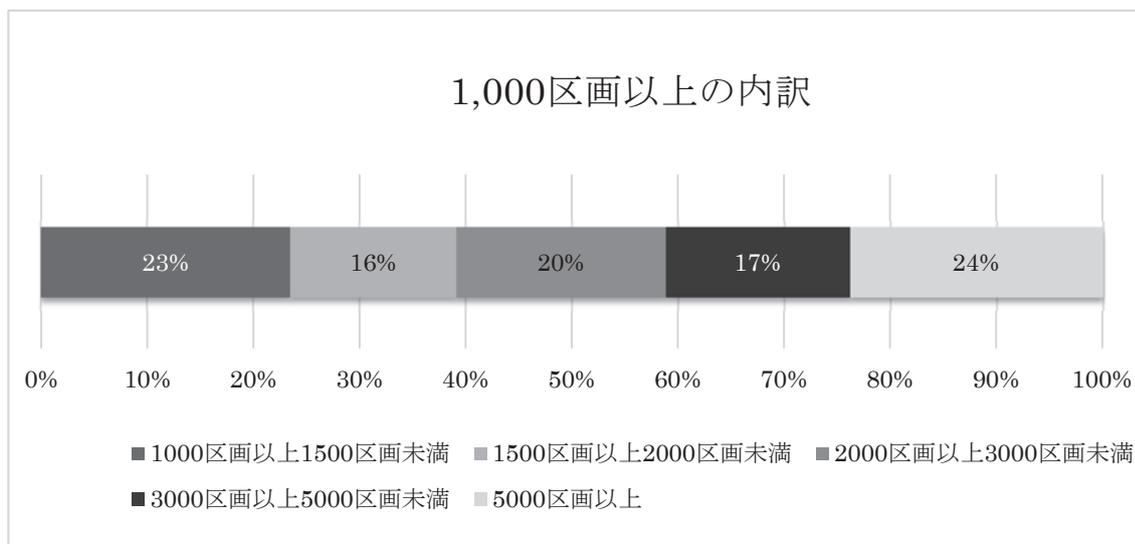
【総区画数】

50 区画未満	50 区画以上 100 区画未満	100 区画以上 200 区画未満	200 区画以上 500 区画未満	500 区画以上 750 区画未満	750 区画以上 1,000 区画未満	1,000 区画以上	その他不明	合計
85	85	119	177	79	41	294	73	953
9%	9%	12%	19%	8%	4%	31%	8%	100%



【1,000 区画以上 (294 件) の内訳】

1,000 区画以上 1,500 区画未満	1,500 区画以上 2,000 区画未満	2,000 区画以上 3,000 区画未満	3,000 区画以上 5,000 区画未満	5,000 区画以上	合計
69	46	58	51	70	294
23%	16%	20%	17%	24%	100%



参考 平成20年度調査との比較

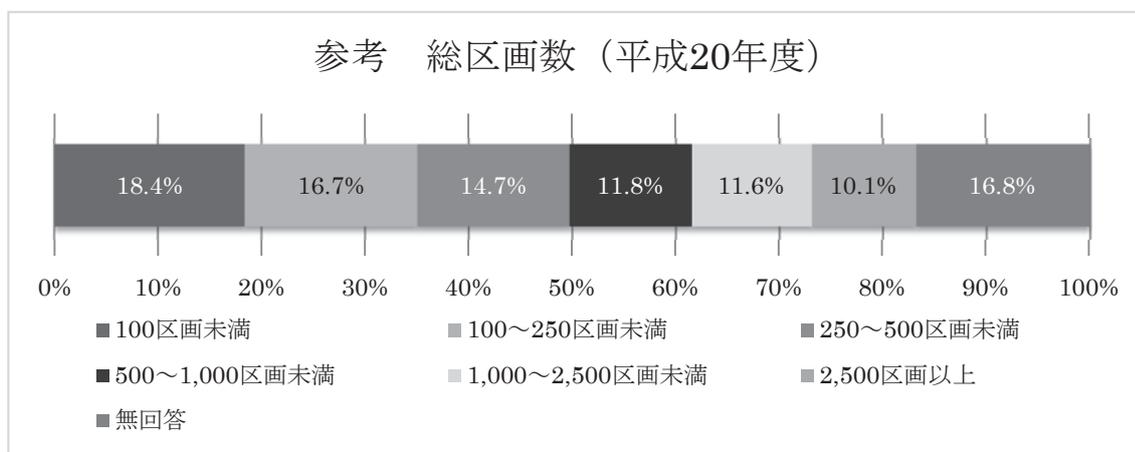
参考までに、平成20年に行った「全国公営霊園実情調査」の調査結果と比較する。

設問の内容、有効回答数も異なるため単純な比較は注意が必要だが、試みに「100区画未満」をみると、本調査では18%（「50区画未満」および「50区画以上100区画未満」の割合の合計）であるのに対し、前回調査で「100区画未満」は18.4%と大きな差異は見られない。

一方、「1,000区画以上」では、本調査では最も割合の高い31%であるのに対し、前回調査では21.7%（「1,000～2,500区画未満」および「2,500区画以上」の割合の合計）となり、前回調査の結果と比較しても約9ポイント増加している。

なお、本調査において平成21年以降開設の墓地は34件あり、うち16件と約半数が「1,000区画以上」となっている。

【参考 平成20年度調査における総区画数】

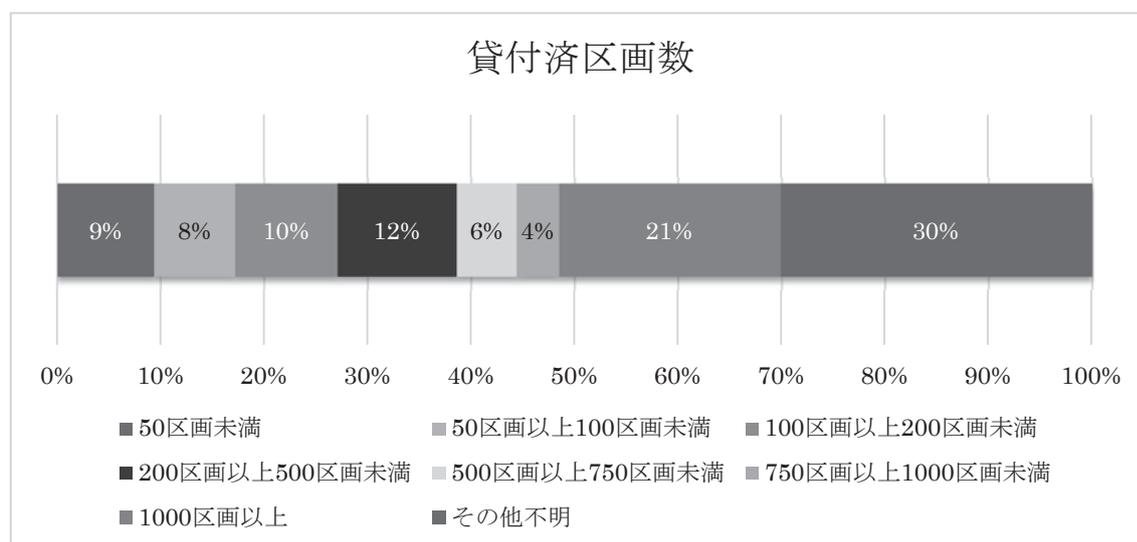


貸付済（「施設」の場合、収容済遺（焼）骨）数について

すでに貸付済（「施設」の場合、収容済遺（焼）骨）の区画数については、把握できている限りにおいては「1,000区画以上」という回答が21%と最も高い割合を占めている。しかし、特に注目すべきは、「不明」が30%を占めている点であろう。これは名目上は公営墓地ではあるが、実際の管理は使用者等に任されている、それぞれの地域において古くから使用されている墓地等も含まれているからと思われる。

【貸付済区画数】

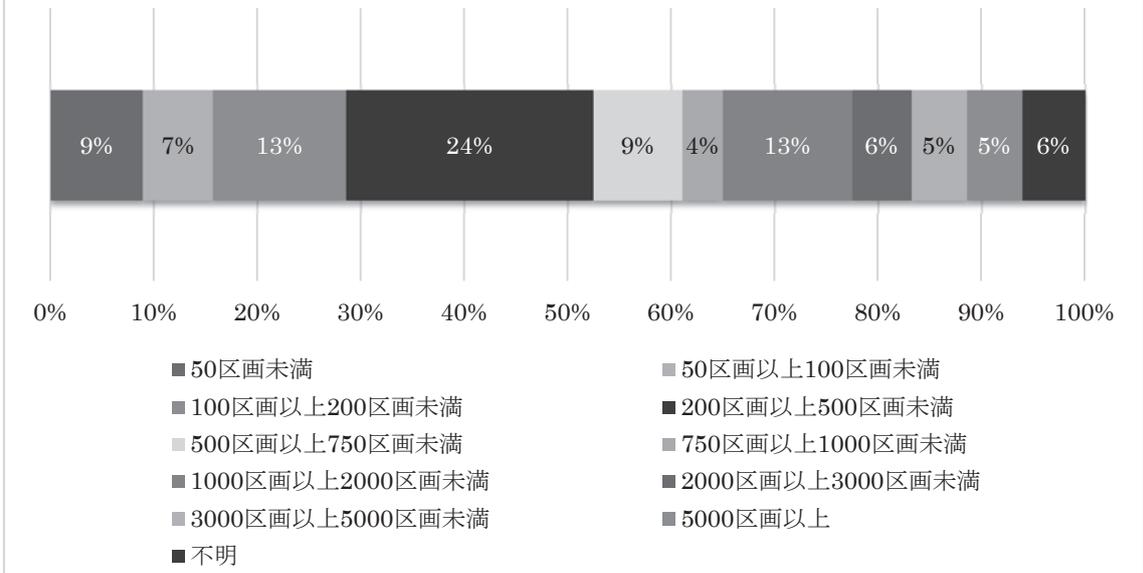
50区画未満	50区画以上100区画未満	100区画以上200区画未満	200区画以上500区画未満	500区画以上750区画未満	750区画以上1000区画未満	1,000区画以上	その他不明	合計
89	75	94	110	55	39	204	287	953
9%	8%	10%	12%	6%	4%	21%	30%	100%



【総区画数別に見た、貸付済み区画数不明の回答】

50区画未満	50区画以上100区画未満	100区画以上200区画未満	200区画以上500区画未満	500区画以上750区画未満	750区画以上1,000区画未満	1,000区画以上2,000区画未満	2,000区画以上3,000区画未満	3,000区画以上5,000区画未満	5,000区画以上	不明	合計
25	19	36	67	24	11	35	16	15	15	17	280
9%	7%	13%	24%	9%	4%	13%	6%	5%	5%	6%	100%

総区画数に対する貸付済区画数不明分



管理状況について

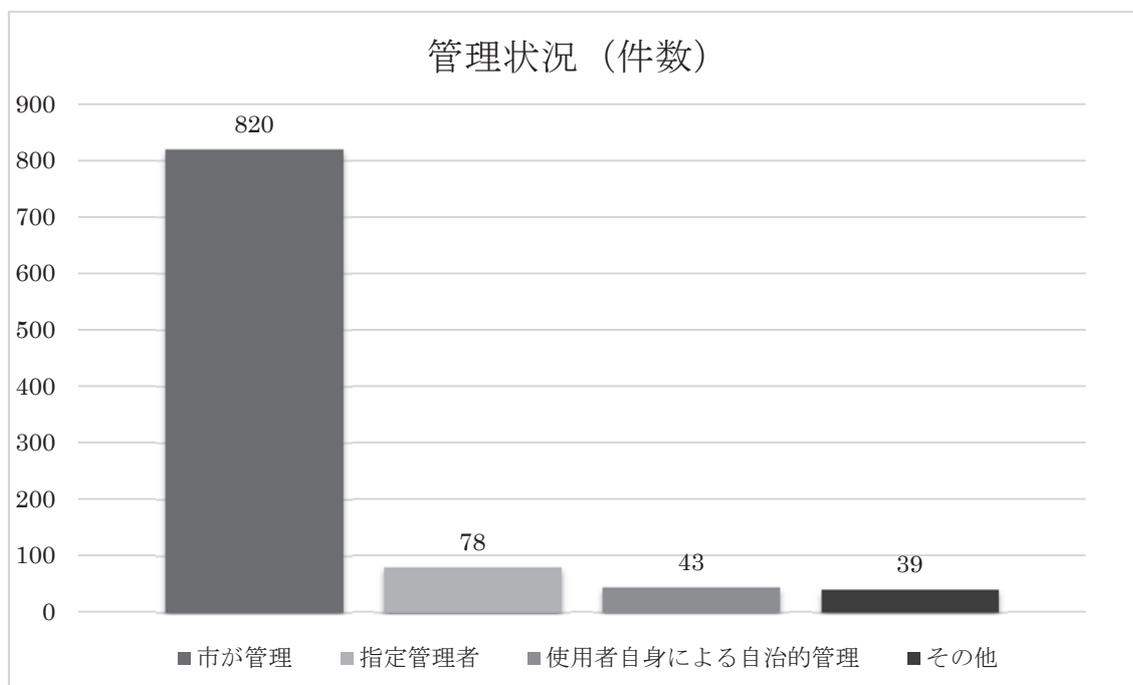
墓地の管理状況

墓地の管理状況を知るため、その管理者について尋ねた。墓地によって管理者が異なる場合もあり、同じ市から複数の回答が寄せられるケースも見受けられた。

これによると、「市が管理」が最も多く、820件、続いて「指定管理者」が78件、「使用者自身による自治的管理」が43件となっており、そのほとんどが市によって管理されていることが分かる。また自由回答からは、管理業務の委託先として自治会や事業者をあげる回答があったほか、「一部市内寺社管理地有り」と宗教法人にゆだねるケースも見受けられた。

【管理状況】

市が管理	指定管理者	使用者自身による自治的管理	その他	合計
820	78	43	39	980



【その他（自由回答）抜粋】

市管理だが一部市内寺社管理地有り
業者に管理業務を委託
指定管理者ではない第3セクターに委託
業務委託
七ヶ浜町が管理
墓地組合
通常の維持管理は使用者個人

地元行政区への委託
墓地公園のある地元行政区に業務委託
各霊園組合が管理（市は区画販売、台帳管理のみ）
西川自治会
仲内地区共同墓地管理組合
川戸地区共同墓地管理組合
環境経済部環境管理課
一部事務組合による管理（構成市：印西・白井）
立川・昭島・国立聖苑組合が運営する公営火葬場（一部事務組合）
一部事務組合（特別地方公共団体）管理
一般社団法人直営
富士市振興公社へ管理業務を委託
水道料は市が負担
（公財）卯塚緑地公園協会（所有・管理）
墓地組合
一般財団法人 川西市都市整備公社
地元管理人有
墓園内の園路および公衆トイレの清掃管理のみ行う
宇茂佐墓園内の道路と隣接する緑のネットワーク公園の管理を行う
久具自治会
松原自治会

(最寄駅からの) 交通アクセス

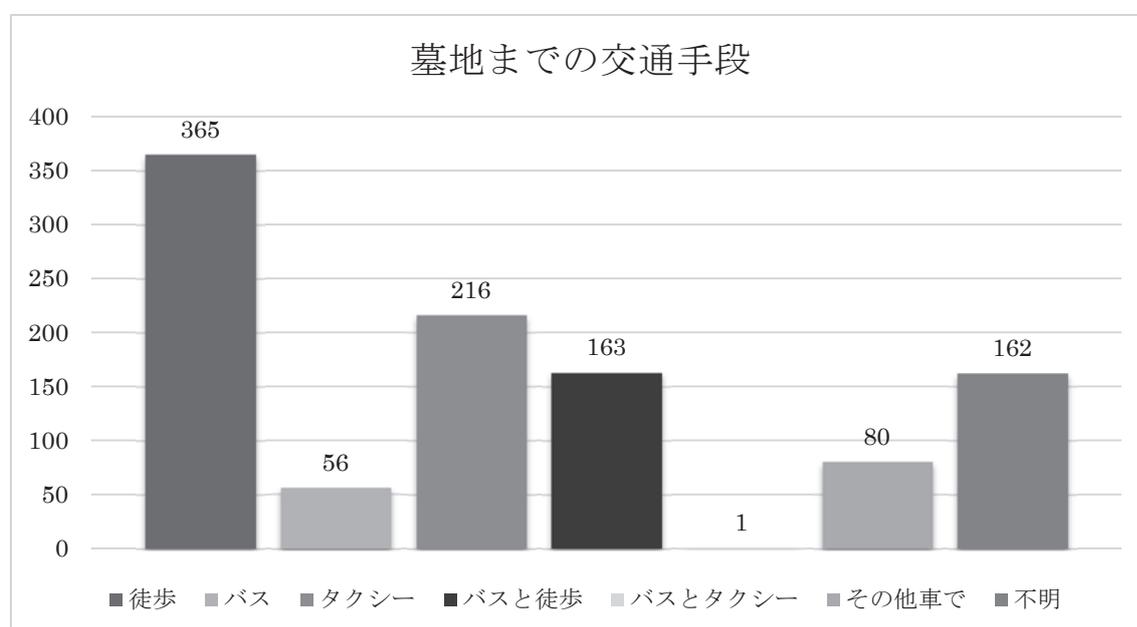
交通アクセス

最寄駅から墓地までの交通アクセスについて複数回答で尋ねた。

「徒歩」が最も多く 365 件、次いで「タクシー」216 件となっている。所要時間については、「徒歩」平均が 15.6 分、「バス」平均が 20.3 分となる。またタクシーを使用した際の料金については平均 2,225 円となっている。

【墓地までの交通手段】

徒歩	バス	タクシー	バスと徒歩	バスとタクシー	その他車で	不明
365	56	216	163	1	80	162



【徒歩・バスを利用した場合の平均時間および、タクシーを利用した際の料金平均】

徒歩平均	15.6 分
バス平均	20.3 分
タクシー料金平均	2,225 円

【具体的回答（自由記述）抜粋】

地下鉄駅から
バス停より
JR 夕張駅より
JR 清水沢駅よりバスで 25 分、そこからタクシーで 1000 円程度
JR 沼の沢駅からバス、そこから徒歩で 10 分

JR 滝の上えきから、タクシーで
最寄りバス停より徒歩 5 分
車で 10 分
車で 15 分
車で 20 分
紋別バスターミナルから
バス停「歌志内休場入口」より徒歩
17km
6km
4km
32km
最寄りバス停より
最寄り駅より
教育大前より車で 8 分
中央バス八幡町入口より車で 6 分
中央バス八幡町入口より車で 10 分
別府中央より車で 11 分
青森駅より
浪岡駅より
南郷 I.C から車で 10 分
登米市役所（迫庁舎）から
車で 14 分
鳴子温泉駅から
大館市役所から車で 5 分
大館市比内総合支所から車で 15 分
田代総合支所から車で 10 分
JR 天童駅から車で 10 分
タクシーで 15 分
車で 20 分
車で 5 分
東北本線矢吹駅より
東北本線泉崎駅、または水郡線里白石駅より
車で 20 分
最寄り駅より車で 15 分
福島駅東口からバス。下車後徒歩
水郡線常陸太田駅よりタクシーで 35 分
新治駅より車で 10 分

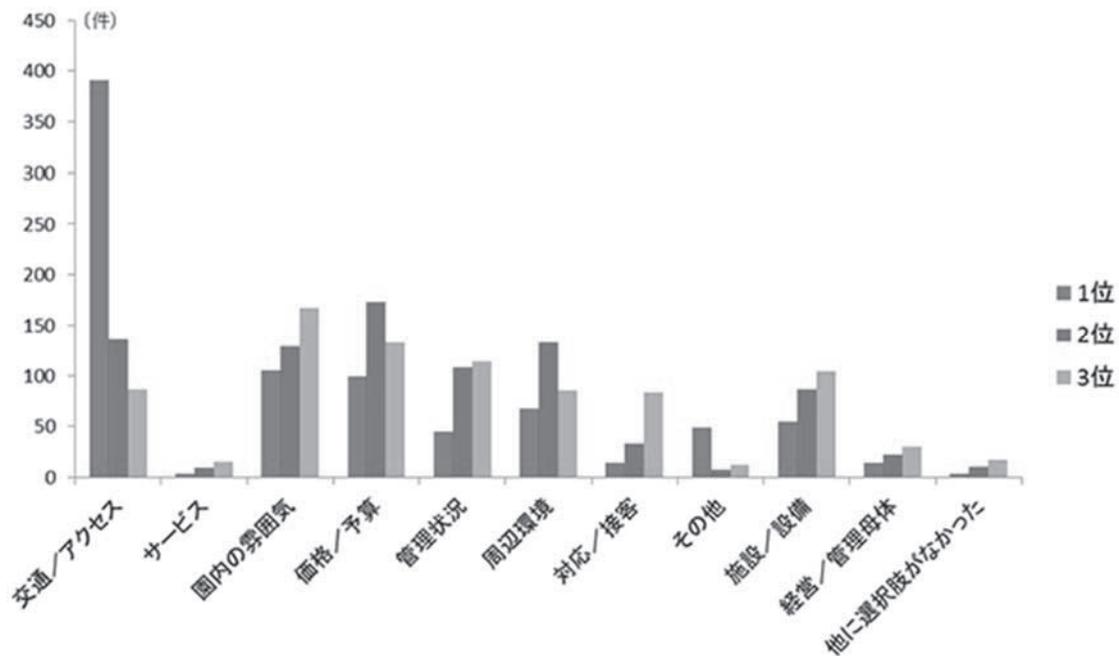
最寄り駅より
最寄りバス停より
大宮駅から
浦和美園から
浦和駅
南浦和駅から
京浜東北線西川口駅よりバス、バスを下車して徒歩
東上線柳瀬川駅より
津田沼駅よりバス、下車後
タクシーで15分
小室駅より
四街道駅から千葉内陸バス
姉ヶ崎駅発バス、その後徒歩
現在の最寄り駅は京王相模原線、よみうりランド駅および稲城駅であるが区画整理事業の区域内であるため、開苑時のバス等の状況は不明
南武線津田山駅下車
あざみ野駅からバス、下車後徒歩
長岡駅よりバス⇒徒歩
来迎寺駅より
バス停より徒歩
車で20分
車で15分
JR身延線東花輪駅より
上田駅からタクシーで10分
上田駅から
西上田駅から
最寄りバス停より
臼田駅より
車で15分
公共交通機関を使つての来園は不向きと考える
富士宮駅から車で30分
富士宮駅から車で15分
市中心部より車で40分ほどかかる場所のため、自家用車以外での交通手段は適していない
自家用車
車で5分
タクシーで約15分

松阪駅より車で15分
吹田駅より
東淀川駅より
タクシーで15分
タクシーで10分
最寄りバス停より
タクシーで20分
タクシーで5分
馬路駅より車で3分
仁万駅から車で11分
(タクシー7分)
林の市から車で8分
車で30分
船(10分)→徒歩5分
中津駅より車で25分
中津駅より車で15分
日豊本線西都城駅よりタクシーで15分
日豊本線都城駅からタクシーで10分
日豊本線西都城駅よりタクシーで15分
JR延岡駅よりタクシー
利用者は自家用車を利用
日向市駅東口から中山崎ま
種子屋久農業組合バス停より
西之表港から
垂水中央バス停より
海潟バス停より
元垂水バス停より
川内駅からタクシーで30分
鹿島港から
志布志駅から車で8分
バス停より
市役所から5分
名護市字宮里のバスターミナルより
佐良浜漁港から車で15分
伊良部漁港から車で5分
市役所平良庁舎より車で10分

参考 霊園墓地選択のポイントとホンネ ～お墓を選んだ本当の理由から～

参考までに、株式会社鎌倉新書が行った調査「第6回お墓の消費者全国実態調査」（アンケート対象：2014年1月1日から2014年12月31日までに「いいお墓」から資料請求されて、お墓を建立された方。有効回答者数：848人）より、霊園墓地選択のポイントを掲載する。この調査によっても、消費者が霊園墓地を選ぶ際に交通アクセスを重視する傾向が高いことが分かる。

[霊園を選んだポイント]



出典：

株式会社鎌倉新書 いいお墓「第6回お墓の消費者全国実態調査」

URL：http://www.e-ohaka.com/research/research_1501/research_02.html

遺（焼）骨委託者の条件について

遺（焼）骨委託者の条件

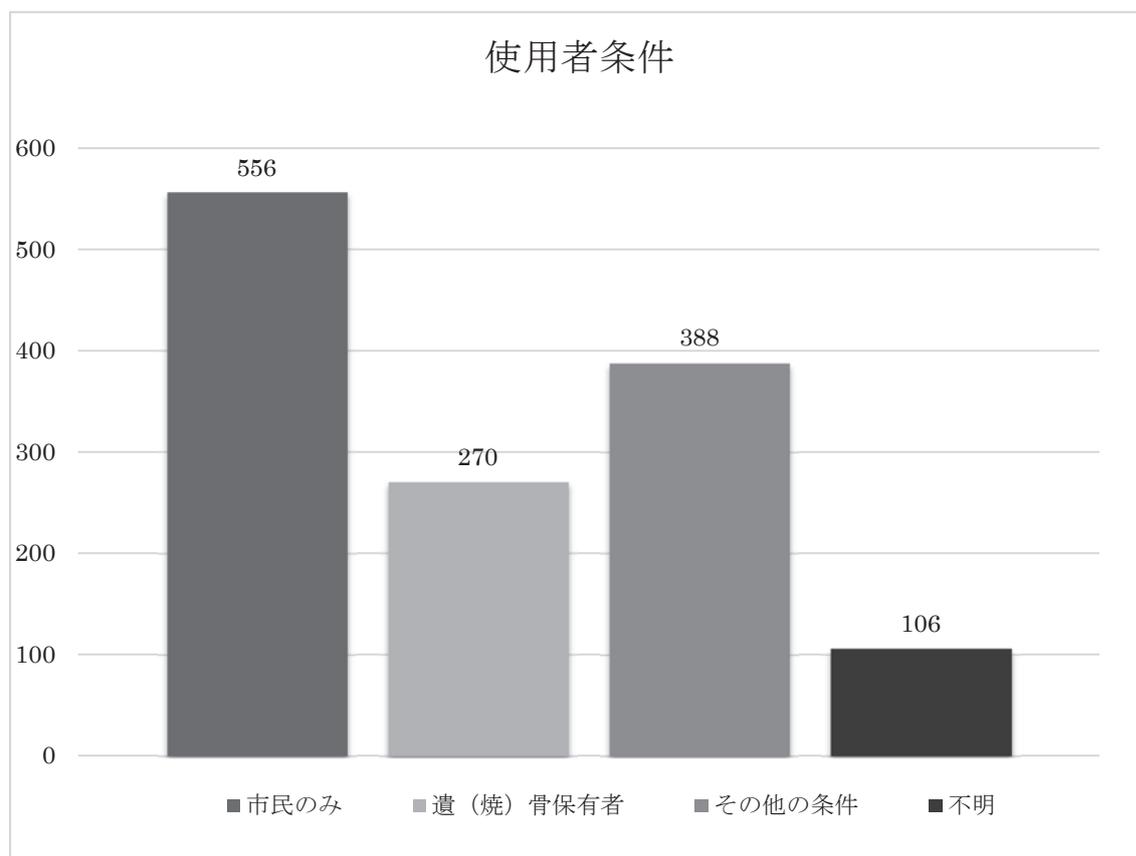
遺（焼）骨委託者の条件について尋ねた（複数回答）。これによると、市民のみに使用を許可しているケースが 556 件ともっとも多い結果になった。

「その他の条件」と回答した 388 件について、その内訳を整理してみると「(該当する市に) 本籍、または住所を有する」という条件を設けているという回答が 226 件と最も多い。次いで「一定期間以上在住」51 件となった。墓地の供給が住民（元住民を含む）を対象としたサービスであることが確認できる。

なお、申し込みについてはこのように居住条件を付けているが、継承者については不問とするケースが多々見られる。

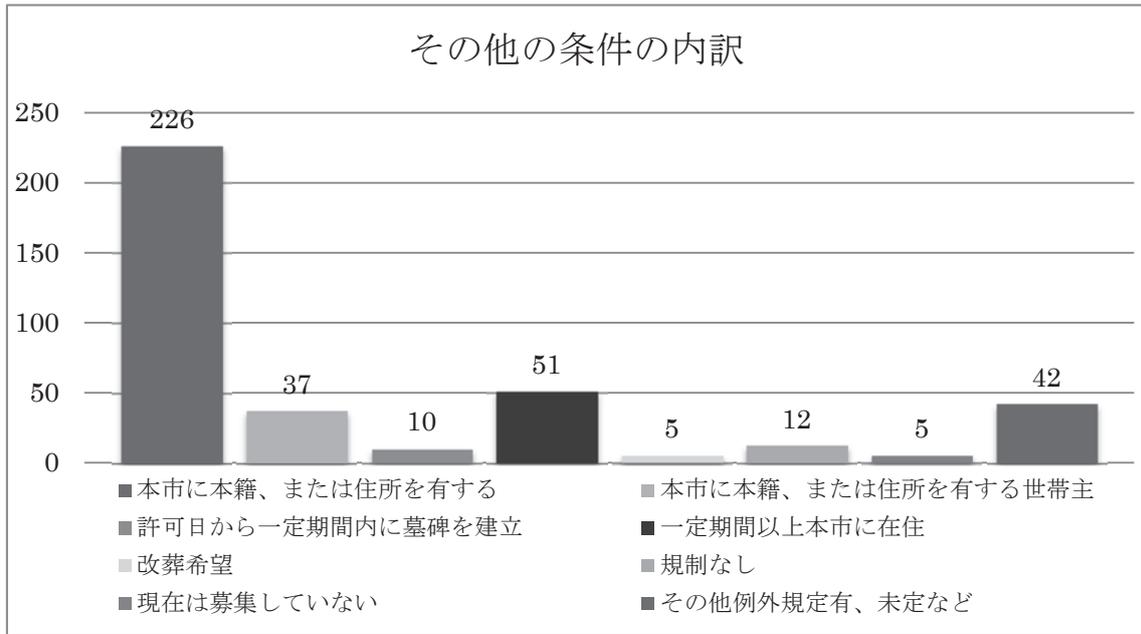
【使用者条件】

市民のみ	遺（焼）骨保有者	その他の条件	不明
556	270	388	106



【その他条件について】

本市に本籍、または住所を有する	本市に本籍、または住所を有する世帯主	許可日から一定期間内に墓碑を建立	一定期間以上本市に在住	改葬希望	規制なし	現在は募集していない	その他例外規定有、未定など
226	37	10	51	5	12	5	42



【その他の条件について（抜粋）】

貸出時は市民であったがその後転出した場合も有
市営になる以前の使用者
市民および市長が特に認めたもの
当初申請は市民のみ、承継後は不問
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民または本籍が青森市 ・ 同一世帯で市営霊園を使用していない
市内に墓地を有していない
市に住所、または本籍を有するもの
過去、現在において、三沢市に住所または本籍を有している方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市に本籍を有する方 ・ 将来市に住所を有する見込みの方など
焼骨を所有している者、もしくは使用許可から2年以内に墳墓を設置する意思があると認められるもの
使用開始時に市に住民登録または本籍を置く者
市内に住所または本籍を有する方、かつ、遺骨（焼骨）を有する方

<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市に住所または本籍を有する方 ・遺骨があり埋蔵する墳墓がない方 ・秋田市に住所がある方を保証人として届け出ができる方
市外承継者を含む
市民でかつ、埋蔵していない配偶者または2親等以内の焼骨保有者
市民でない場合、市内の代理人を選任の必要あり
但し承継者については市外在住でも許可する
条件なし
<ul style="list-style-type: none"> ・本市に引き続き1年以上居住し住民基本台帳に登録のあるもの ・本市に本籍を有するものでかつその代理人となる2親等以内の成年者が本市に居住し住民基本台帳に登録のあるもの ・それらのいずれの場合も祭祀を主宰すべきもの
使用者およびその家族が使用する墳墓を持っていない
<ul style="list-style-type: none"> ・本市に引き続き6か月以上住所を有する ・上記のほかに市長が事由があると認めたとき
65歳以上の方
市税を完納している
3年以上市在住者かつ他の市営墓地使用者でないこと
市外可（残数に余裕有の場合）
市税及び国民健康保険税の完納
本市に本籍または住所を有するもの、および寺院、宗教団体がその檀徒、または信徒の利用に供するもの
当初使用資格条件として本市に住所を有するもの、または本市以外に住所を有するもので、被埋葬者が本市住民であるもの等
市民に限らず申し込みができる
市民以外も使用できる
<ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯のものがほかに市営墓地を使用していない ・6か月以内に墓碑を建立
祭祀主催者、墓地非保有者
最初の使用者となるものは1年以上市民であることが条件
改葬を希望している者
本市に1年一年以上居住し、住民登録があること
市民もしくは死亡前、引き続き1年以上市内在住
市内在住の遺骨保持者は通年受付、その他の人は年1回の募集・抽選
利用許可を出してから3年以内に墓を建てること
所有権の移転については現所有者からの相続に限る
利用許可日から1年以内に墓石の建立が可能な方
平瀬ダム●●（保障？）対象者

事業関係者
高知東部自動車に伴う事業による墓の移転
新規以外は旧使用者の親族
市に本籍または住所を有するもので、納骨堂を有しないもの

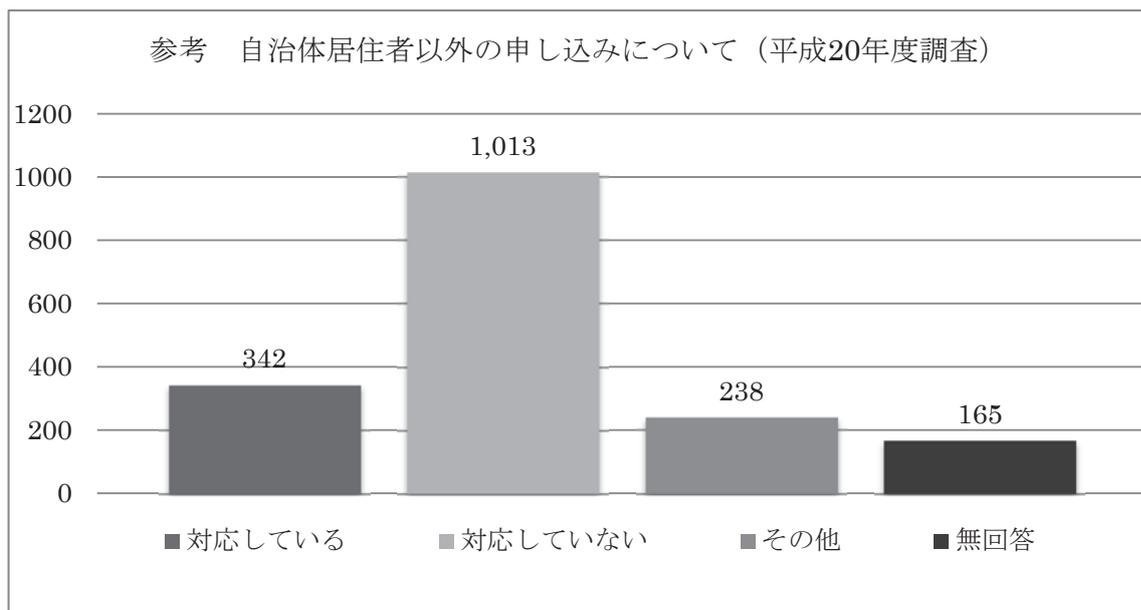
参考 平成 20 年度調査との比較

参考までに、平成 20 年に行った「全国公営霊園実情調査」の調査結果と比較する。

前回の調査では、該当する自治体以外に居住する人からの申し込みについて尋ねているが、この際「対応していない」は 56.7%で、「対応している」は 20.8%と 2 割程度という結果となっている。ただし、「その他」13.3%の中には、やはり条件付きで対応しているとの回答がある。

【参考 平成 20 年度調査における自治体居住者以外の申し込みについて】

対応している	対応していない	その他	無回答
342	1,013	238	165
20.8%	56.7%	13.3%	9.2%



1 区画あたりの面積について

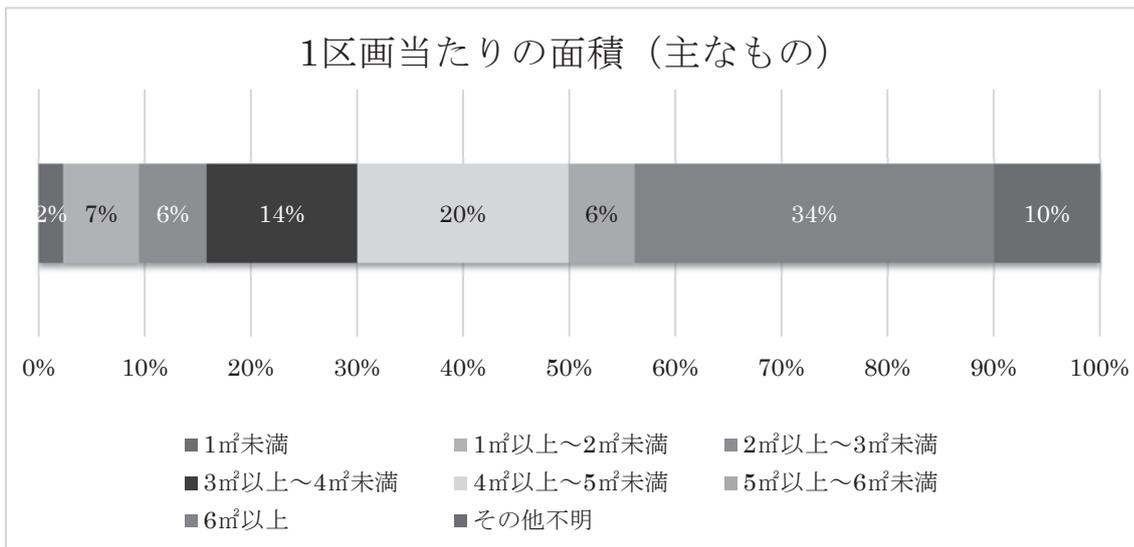
1 区画当たりの面積

区画あたりの面積については、「6 m²以上」が34%と最も高い割合を占めている。一方、近年都市部の墓地で見られるような「1 m²未満」は2%という結果になった。

次に、「6 m²以上」と回答した323件の墓地について詳細を見ると、「6 m²以上7 m²未満」が56%と半数以上となった。さらに「10 m²以上20 m²未満」も2割以上あることが分かる。

【区画当たりの面積（主なもの）】

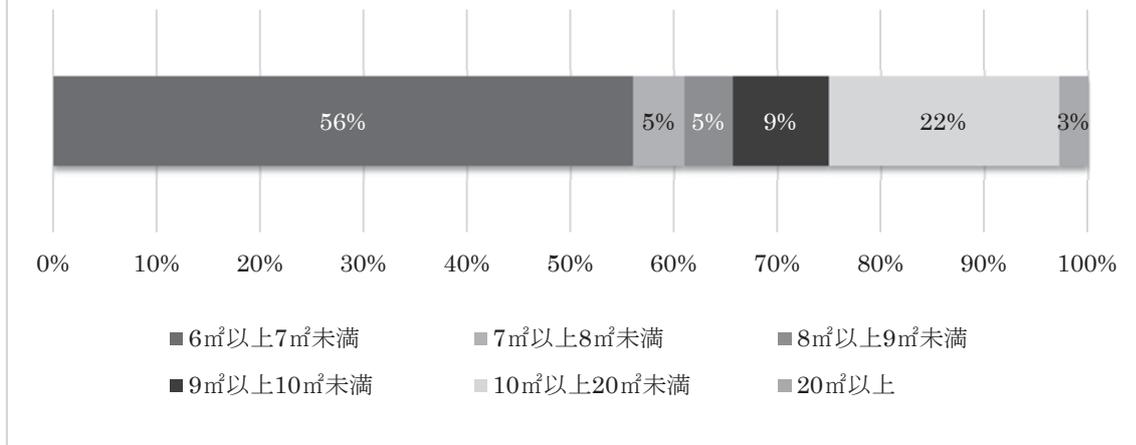
1 m ² 未満	1 m ² 以上 ～ 2 m ² 未満	2 m ² 以上 ～3 m ² 未 満	3 m ² 以上 ～4 m ² 未 満	4 m ² 以上 ～ 5 m ² 未満	5 m ² 以上 ～ 6 m ² 未満	6 m ² 以上	その他 不明	合計
22	68	61	135	190	59	323	95	953
2%	7%	6%	14%	20%	6%	34%	10%	100%



【6 m²以上の墓地の内訳】

6 m ² 以上7 m ² 未満	7 m ² 以上8 m ² 未満	8 m ² 以上9 m ² 未満	9 m ² 以上10 m ² 未満	10 m ² 以上20 m ² 未満	20 m ² 以上	合計
181	16	15	30	72	9	323
56%	5%	5%	9%	22%	3%	100%

6㎡以上の墓地323件の内訳



参考 平成20年度調査との比較

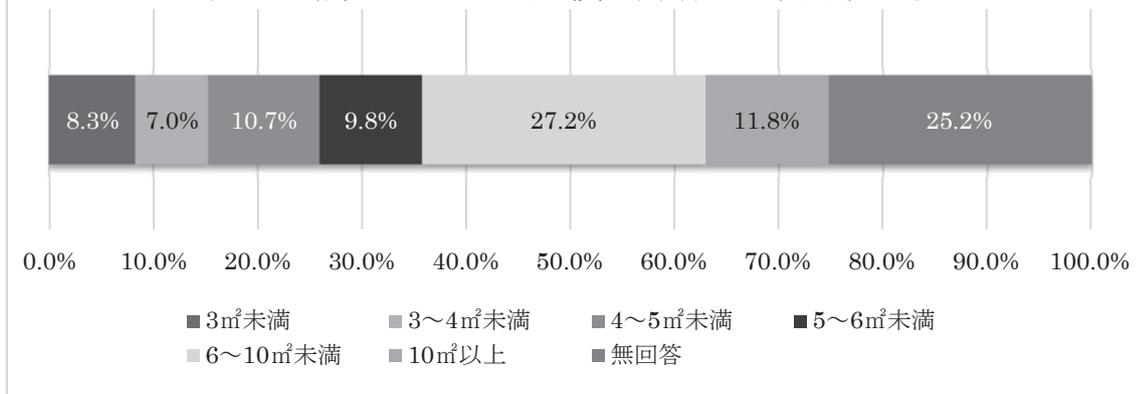
参考までに、平成20年度調査の中で普通墓所の区画面積の結果を見ると、普通墓所の1区画の面積で最も多いのも「6～10㎡未満」で27.2%、「10㎡以上」11.8%を加えると39%と、およそ4割が「6㎡以上」となる。今回の調査結果の34%と比べると、今回の結果の方がややポイントは下がっている。

一方、「3㎡未満」の区画については、今回の結果「3㎡未満」を合算した15%と比較して、前回調査では8.3%と、今回の調査の方が小規模な区画の割合が高いことが分かる。

【参考 1区画の面積（平成20年度調査）】

3㎡未満	3～4㎡未満	4～5㎡未満	5～6㎡未満	6～10㎡未満	10㎡以上	無回答
148	125	191	176	486	211	451
8.3%	7.0%	10.7%	9.8%	27.2%	11.8%	25.2%

普通墓所の1区画の面積（平成20年度調査）



建立墳墓に対する規制

建立墳墓に対する規制の有無

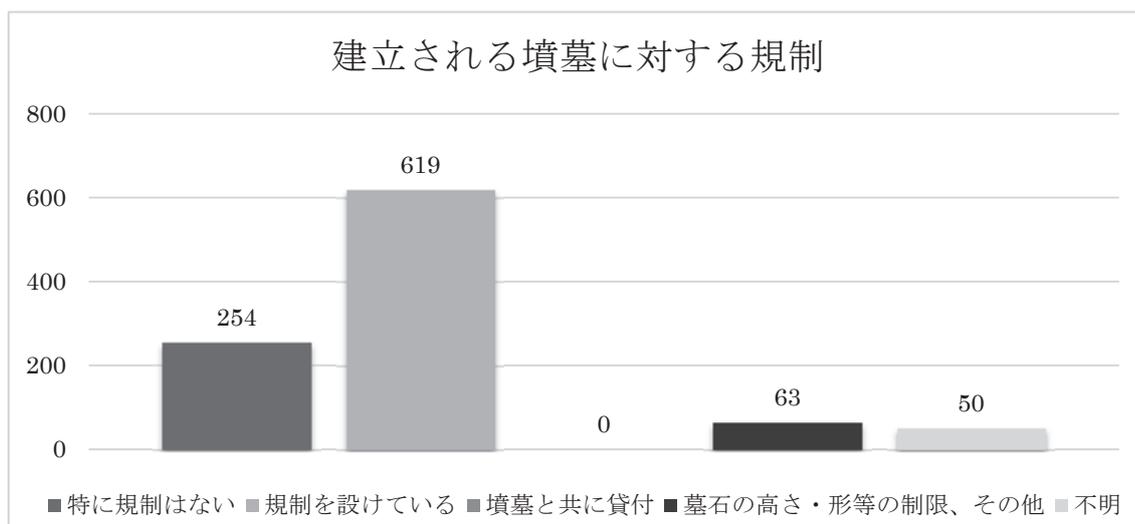
墓地に建立する墳墓について規制を設けているか否かについて尋ねた（複数回答）。

この結果を見ると「規制を設けている」は 619 件で、「特に規制はない」 254 件の倍以上という結果になった。一方、「墳墓と共に貸与」は 0 件だが、自由回答にて芝生墓所に関しては「墳墓と共に貸与」という回答もあった。

「その他」具体的な規制の内容についてはさまざまであるが、中でも墓石の高さ制限に関するものが多数見受けられた。さらに、高さだけでなく幅等にも制限を設けているケース、規格墓というところもある。また、1 区画内に建立する墳墓の数に言及するものもあった。

【建立墳墓に対する規制（複数回答）】

特に規制はない	規制を設けている	墳墓と共に貸付	墓石の高さ・形等の制限、その他	不明
254	619	0	63	50



【その他 自由回答（抜粋）】

・使用面積は 9 平米以内とすること
・その他墓地条例施行規則第 6 条を参照のこと
499 区画のうち同一の墓石形状に規制された区画が 293、ほかの 206 区画は規制なし
墳墓の高さ 3m 内、盛土 30cm 内
高さ制限
墓碑等高さ 2m 以内、外柵 0.6m 以内、樹木 1.5m 以内
規制墓所と自由墓所がそれぞれある
自由区画と規制区画がある

<ul style="list-style-type: none"> ・墓碑等の高さ 2m 以内、外柵の高さ 60cm 以内、盛土の高さ 30cm 以内 ・墓誌の高さ 1.2m 以内、幅 90cm 以内、塔婆の幅 1m 以内等
<p>囲いの高さ 1m 以内、盛土、地面から 0.3m 以内、土留は石材、またはコンクリート等 樹木は地面から 2m 以内</p>
<p>墓碑およびこれに類するものの高さを 3m 以内とする</p>
<p>墓碑、香炉、花立てはカロートの上部、高さ 60cm 以内、幅 60cm、奥行き 80cm とする など</p> <p>墓碑の表示、原則墓地の利用許可を受けたものの姓 その他</p>
<p>芝生墓地は墳墓と共に貸与。ふつう墓地は規制を設ける予定</p>
<p>墓碑の企画あり</p>
<p>高さ、地上 2.1m 以内</p>
<p>高さ、地上 2.5m 以内</p>
<p>高さ、地上 2.0m 以内</p>
<p>一部区画は墓石の企画を統一</p>
<p>基礎の総高 2.5m 以内、隣接境界線との間隔、0.2m 以上</p>
<p>運営規約による</p>
<p>高さが地上より 2m 以内であること</p>
<p>現存する墓石の専有面積以内での建替えのみ承認している</p>
<p>家名および建立者表示が使用者またはその直系親族であること</p>
<p>建立や改造時に事前に届け出が必要</p>
<p>墓石の高さ、面積、建立者名は使用者で、表面＝使用者の氏名、その他文字</p>
<p>墓碑の高さは通路地盤面より 2.0m 以内</p>
<p>規制のない区域と規制のある区域がある</p>
<p>石、規格共に統一している</p>
<p>1 区画 1 基。高さ、奥行き幅員の制限有</p>
<p>1 区画に 1 基</p>
<p>墳墓の高さ 2.8m、囲障の高さ 0.8m 以内</p>
<p>墳墓の高さ、2.8m 以内</p>
<p>墓の形を統一</p>

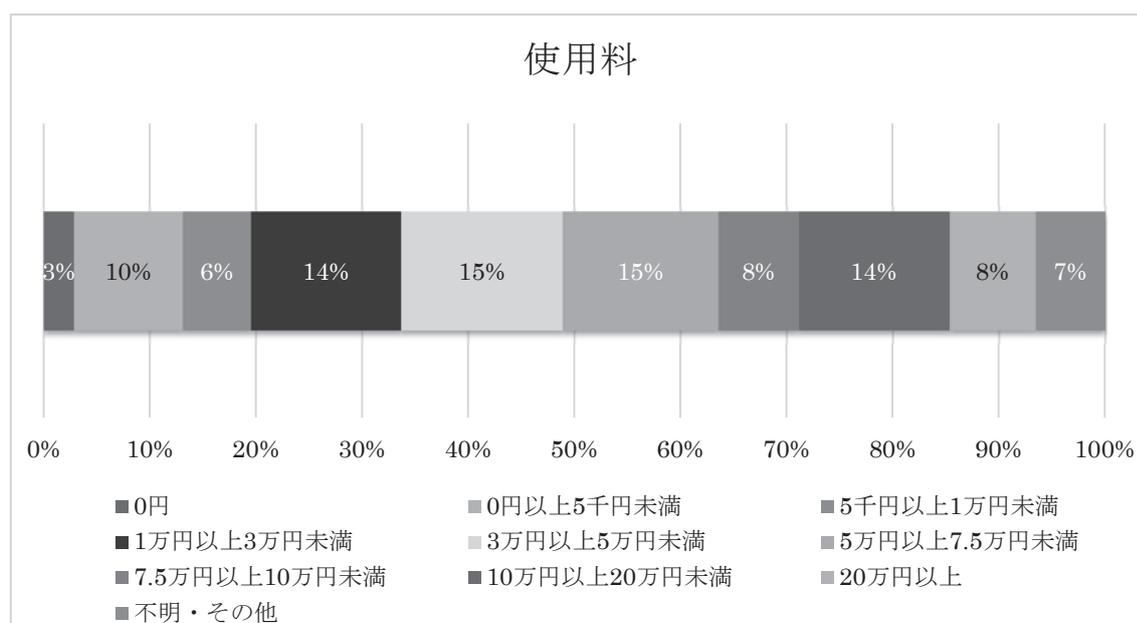
使用料について

墓地の使用料

使用料については、「3万円以上5万円未満」「5万円以上7.5万円未満」がそれぞれ15%とほぼ同じ割合となった。また3%ではあるが、「0円」という回答もある。全体を通じて何らかの規則性があるというわけではなく、立地条件や墓地開設の経緯、開設にかかった費用などによるものと思われる。

【使用料】

0円	0円以上5千円未満	5千円以上1万円未満	1万円以上3万円未満	3万円以上5万円未満	5万円以上7.5万円未満	7.5万円以上10万円未満	10万円以上20万円未満	20万円以上	不明・その他	合計
27	98	61	135	145	140	72	135	78	62	953
3%	10%	6%	14%	15%	15%	8%	14%	8%	7%	100%

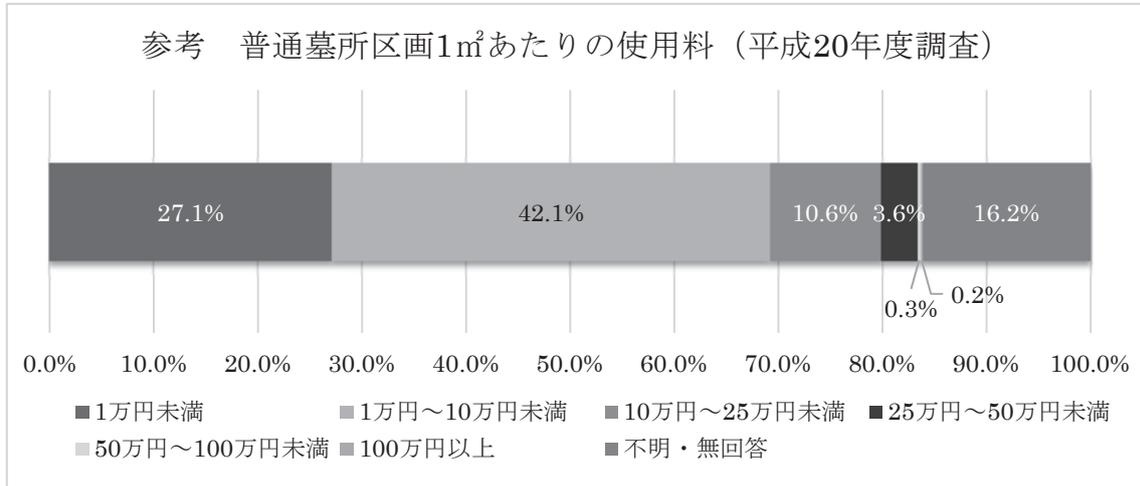


参考 平成20年度調査

平成20年度に行った調査の結果から、普通墓所の使用料をしてみる。1平方メートルあたりの使用料で、最も高い割合を占めているのが「1万円～10万円未満」で42.1%となっている。次いで「1万円未満」が27.1%となる。また、50万円を超えるものも見受けられたが、その割合は1%に満たない。

【参考 1㎡あたりの普通墓所の使用料（平成20年度調査）】

1万円未満	1万円～10万円未満	10万円～25万円未満	25万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円以上	不明・無回答
485	752	190	64	5	3	289
27.1%	42.1%	10.6%	3.6%	0.3%	0.2%	16.2%



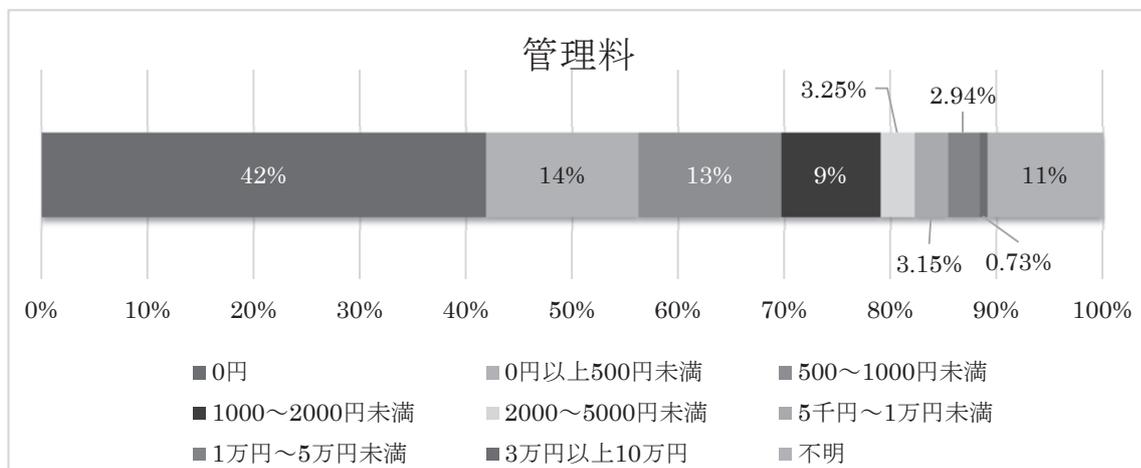
管理料について

墓地の管理料

墓地の管理料については、「0円」という回答が最も高い割合を示しており、4割を超える結果となった。次いで「0円以上500円未満」が14%、「500円以上1,000円未満」が13%と、管理費を徴収していないケースも含め、約7割が「管理料は1,000円に満たない」という結果となった。

【管理料】

0円	0円以上500円未満	500～1000円未満	1000～2000円未満	2000～5000円未満	5千円～1万円未満	1万円～5万円未満	3万円以上10万円	不明	合計
399	137	128	89	31	30	28	7	104	953
42%	14%	13%	9%	3.25%	3.15%	2.94%	0.73%	11%	100%



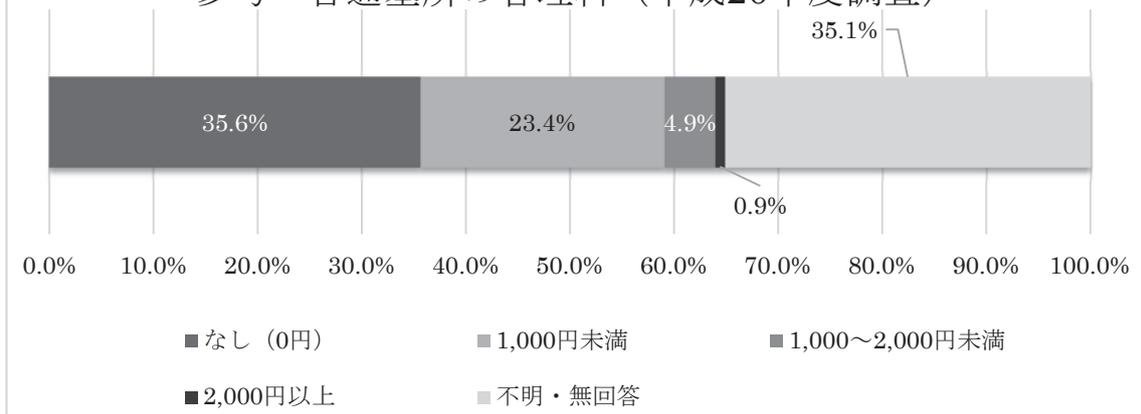
参考 平成20年度調査

平成20年度の調査結果から、普通墓所の管理料については下記の通りとなっている。やはり今回の調査と同様、「なし(0円)」の占める割合が最も高く35.6%となっている。次いで「1,000円未満」が23.4%となっており、合計で59%と約6割が「1,000円に満たない」額となる。今回の調査結果と比較すると、管理料1,000円未満の割合は増加傾向にあるといえよう。

【普通墓所の管理料 平成20年度調査】

なし(0円)	1,000円未満	1,000～2,000円未満	2,000円以上	不明・無回答
637	419	88	16	628
35.6%	23.4%	4.9%	0.9%	35.1%

参考 普通墓所の管理料（平成20年度調査）



墓地内にある施設

墓地内にある施設

墓地内にどのような施設があるかを複数回答で尋ねた。

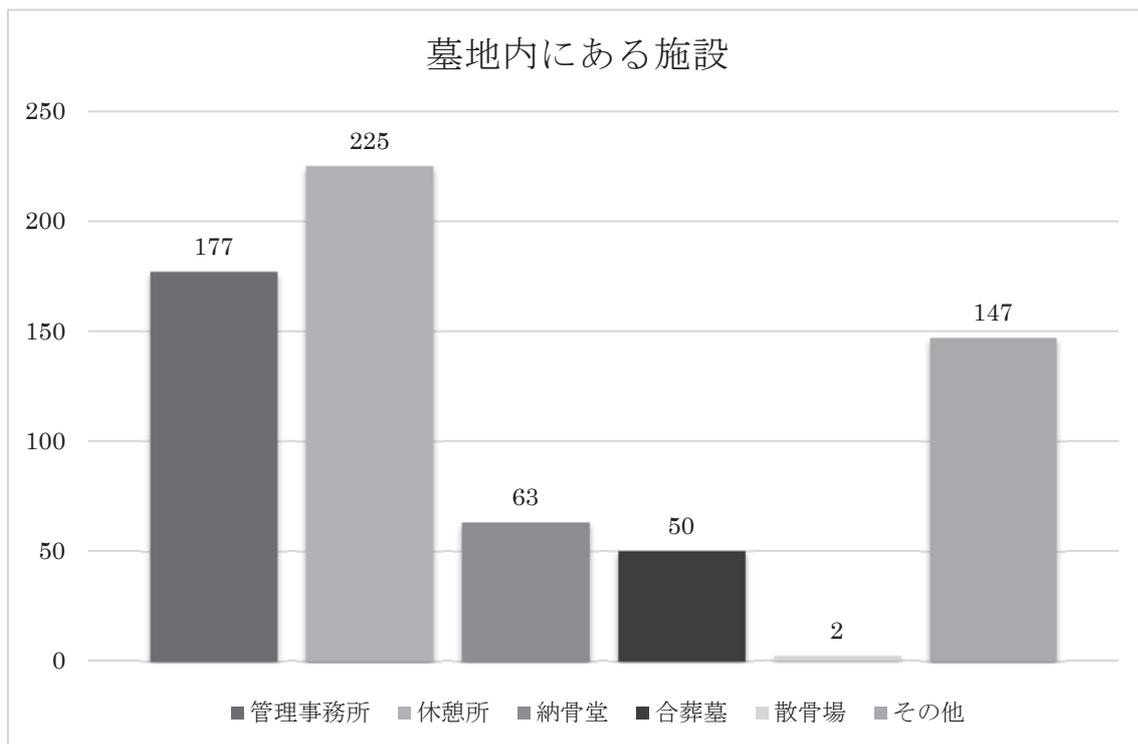
最も多い回答は「休憩所」で 225 件となっている。一方、供養に関する施設としては、「納骨堂」が 63 件、「合葬墓」が 50 件という結果である。

「その他」の自由記述の回答の中でも、「あずまや」等は数多く見られた。また「無縁供養塔」等も散見された。

なお、参考までに平成 20 年度に行った調査では、「納骨堂」の開設年についての回答が 75 件、「合葬墓」の開設年についての回答が 16 件となっている。これらの数字をそれぞれの施設の数と仮定すると、今回の調査結果では「合葬墓」の件数は前回調査よりだいぶ多いと言えよう。

【墓地内にある施設】

管理事務所	休憩所	納骨堂	合葬墓	散骨場	その他
177	225	63	50	2	147



【その他（自由回答）】

水道、駐車場
無縁供養塔

区画および給水設備のみ
・無縁墓碑（身元不明の行旅死亡人や市内在住者で身寄りがなく埋葬等を行う扶養義務者がいない場合の遺骨を収蔵する施設）
トイレ、慰霊堂（無縁骨用）
あずまや
供養塔↓ ・行旅死亡人で身元不明人 ・相続人及び扶養義務者のない死亡人 ・無縁墳墓の改葬に伴う納骨
無縁仏慰霊塔
無縁塔
斎場
倉庫、トイレ
礼拝堂
葬祭センター 平成4年度建設 市管理
仏舎利塔、トイレ、車庫、物置、給水場、駐車場（166台）
トイレ兼物置、給水場、駐車場（49台）、四阿
無縁塔
水汲み場
管理棟、駐車場、東屋、水屋
祭場
駐車場、広場、公園、緑地
駐車場、東屋
水汲み場
トイレ、水道、駐車場、東屋
あずまや、線香点火台
無縁墳墓
野外休憩所
無縁合葬墓（無縁化した墓所の改葬先）
水道布設
駐車場、上水道
地藏堂、忠霊碑
中央広場
駐車場、トイレ、水汲み、児童広場、庭園
木桶置き場
納骨堂の待合棟
ゴミ集積所、水汲み場、トイレ

水汲み場、ごみ集積所、屋根付きベンチ
公衆トイレ、駐車場
ゴミ集積所、水汲み場、
トイレ、駐車場
集会所、駐車場
参拝室、記名板
無縁塚（供養塔）
動物納骨堂、ロシア兵墓地、無縁塔、上品寺、花店
トイレ、池、ベンチ他
地元の村の既設墓地
近くに斎場の事務所あり
駐車場、トイレ、給水
トイレ、花がらコンテナ、給水場
無縁供養塔
無縁墳墓の納骨敷地を整備
共同墓碑
トイレ、芝生広場、遊具、駐車場
トイレ、多目的広場、芝生広場、桜の園、駐車場
トイレおよび倉庫
慰霊塔（無縁仏）
遊具、広場
井戸小屋
無縁納骨堂
無縁墓地

【参考 納骨堂・合葬墓の開設年（平成 20 年度調査）】

	1911 年（明治）以 前	1912～1945 年 （戦前）	1946～1988 年 （戦後）	1989 年 （平成）以降～
納骨堂	0	2	49	24
合葬墓	1	0	3	12

今後、墓地内に整備を検討している施設について

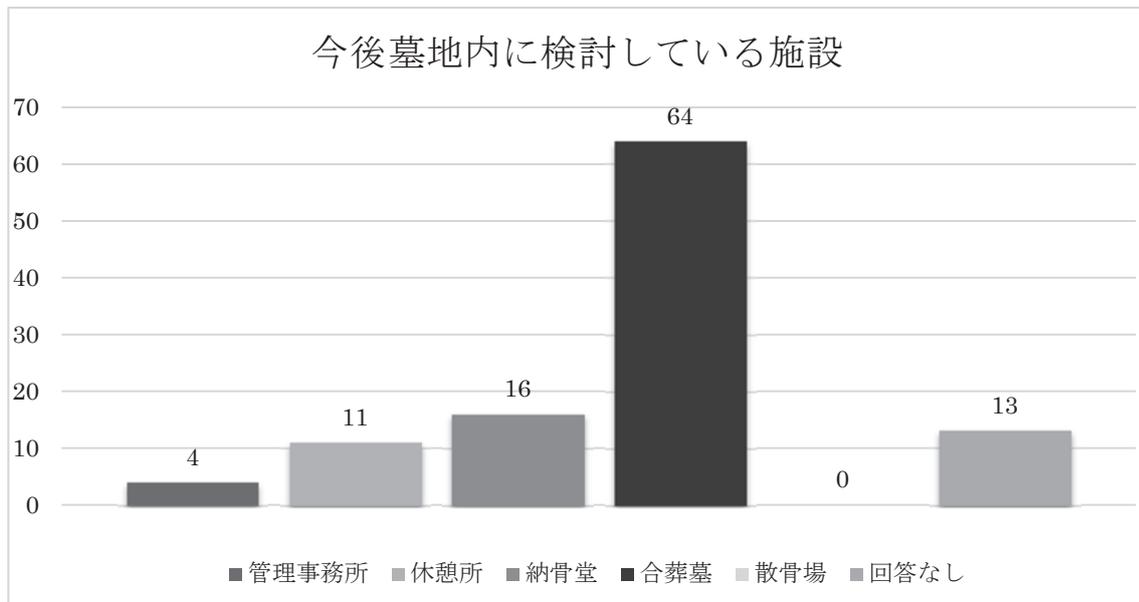
今後、墓地内に整備を検討している施設

今後、墓地内に整備を検討している施設について複数回答で尋ねた。合葬墓（いわゆる永代供養墓）が64件と最も多く、次いで納骨堂16件と続くが、散骨場については0件という結果になった。また、遺骨の収容ではなく、墓地を訪れる利用者に向けた施設としては、休憩所が11件となっている。

「その他」の回答に、具体的な施設の内容について自由回答で尋ねたところ、やはり合葬墓に類する施設とする回答が散見したが、樹林墓地とする回答は1件のみであった。また、「東日本大震災身元不明犠牲者の供養塔」という回答も寄せられた。

【今後墓地内に検討している施設】

管理事務所	休憩所	納骨堂	合葬墓	散骨場	回答なし
4	11	16	64	0	13



【その他（具体的に）】

合同納骨塚
トイレ
無縁の碑
東日本大震災身元不明犠牲者の供養塔
看板設置、給水場設置
0.16ha 170区画の整備計画をしている
駐車場増設
樹林墓地、堅穴式合祀墓
墓地区画 250基増設予定

駐車場
あずまや、トイレ
植栽が枯れたところをコンクリート舗装工事を行う
共同墓碑
無縁墳墓の整理（改葬）を行うために共同納骨堂を設ける必要がある。 ただし、納骨堂の設置場所については現在墓地がある永田町になるか別の場所になるかは未定

無縁墳墓の整理について

無縁墳墓の整理経験の有無

無縁墳墓の有無と整理については、「整理したことがない」は78%となった。

一方、「整理したことがある」は6%で、整理を「検討している」12%を加えても2割にも満たない結果となった。

「整理をしたことがある」場合、墓地の開設から改葬までの平均年数は54.93年、また会葬区画数の平均は178区画、無縁化率は4.6%となっている。

改葬後の遺骨および墓石の取り扱い

また、整理後の遺骨の扱いについては、「合祀墓への改葬」というように無縁の遺骨を収蔵する施設へ移すといった回答が大半を占めている。ただし、合祀とするか、骨壺で保管するかはそれぞれの自治体や、施設の性格によるようである。

次に改葬後の墓石については、「施設内の一画に移す」というように、特定の場所に移して保管する場合と、「委託した石材店で処分」というように処分を行う場合と、概ね2通りに分かれている。また、「悼石のみ保管」という回答も見られた。

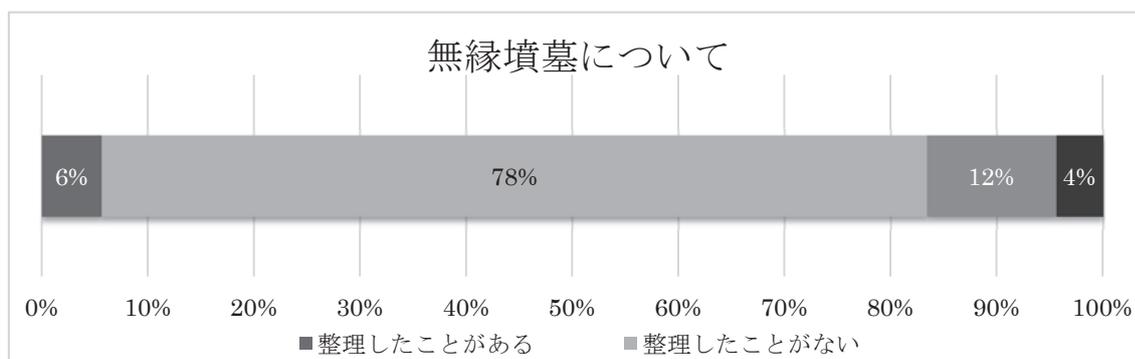
改葬の具体的な検討内容

改葬を「検討している」という回答に対し、具体的な検討内容を質問したところ、取り組みへの進捗度合いは「無縁墓地区画の把握」という段階から、すでに無縁合葬墓を完成させ「平成26年から無縁改葬開始（アンケート回答時は改葬件数は0件）」といったすでに動き出しているところまで、さまざまである。

これらを見ると、「承継者不明の墓地」があらわれて、先行事例を参考に検討を進め、改葬可能な施設を造り、改葬実施に至る流れが見える。

【無縁墳墓の有無と整理（全国）】

整理したことがある	整理したことがない	検討している	回答なし	合計
54	741	116	42	953
6%	78%	12%	4%	100%



【整理した場合の、改葬までの平均年数・改葬区画数平均・無縁化率】

墓地開設後、改葬までの平均年数	54.93 年
改葬区画数平均	178 区画
無縁化率	4.6%

【整理後の遺骨の扱い（自由記述）抜粋】

未設置のものについて行った
新庄墓園無縁塔に保管
霊園内の無縁納骨堂に一時保管
浜見台霊園内の無縁納骨堂に一時保管
埋蔵なし
無縁墓に骨壺で保管
中里村墓地「寂光碑」に埋葬
改葬した
不明
管理は別で行っている
無縁墓に保管
市営の無縁墓へ保管
岐阜市大洞墓地に改葬
合葬している
沼上霊園内無縁慰霊碑地下へ埋蔵
八事霊園内無縁塚に移す
無縁塔に移転
未着手
なし
市斎場で火葬の上、同墓地内の納骨堂に収納
南霊園内の慰霊塔に改葬
北霊園内の慰霊塔に改葬
本市に移管前に実施しており不明
記録なし
一か所に集積
同霊園内に改葬
合祀墓へ改葬
無縁の合葬墓へ納骨した
改葬し、壺に入れ埋設

東部自動車道路の建設（国交省）の際に衣笠地区の集団墓地が企業地に入り、無縁墳墓の調整をした。
遺骨は納骨堂へ入れた
埋葬
納骨として納める（無縁仏）
墓地内の無縁塔に改葬
散骨式の墓設定
市営無縁堂に保管

【整理後の墓石の扱い（自由記述）抜粋】

未設置のものについて行った
新庄墓園内に保管
霊園内の万霊塔脇に一時保管
浜見台霊園内の万霊塔脇に一時保管
産廃として処分
委託した石材店で処分
一か所に集められている
施設内の一面に移す
同霊園内の一面に移す
岐阜市大洞墓地に移転
合葬している隣地にまとめてある
石材業者へ委託し、撤去処分
竿石を八事霊園内無縁塚に移す
処分
未着手
なし（更地になっている区画のみ対象とした）
同墓地内の一か所に集約
園外処分
無縁塚付近に整理し安置
墓地内の無縁塔に移動
一か所に集積
同霊園内に移転
竿石のみ一か所へ集積
墓石業者へ委託
業者に処分を依頼
埋設敷地の外へ並べて置いた
墓石は納骨堂の外側へ並べて置いた

墓石は再度立て直ししている
コンクリート舗装した上に並べる
墓地内に安置
元々墓石がなかった
竿石のみ墓地内に保管、ほかはすべて廃棄処分

その他、補足すべき事項

アンケートの最後に、自由回答形式で補足事項を記入してもらった。

【その他（自由回答）抜粋】

今年増設工事を行い、新たに 12000 体収納可能な施設となった。（現行 6600 体）
新規使用はできないこととする（墓地条例第 3 条）
H27 年度から指定管理導入予定。担当部署が市民課になる予定。
現在未販売
当墓地は東日本大震災で壊滅的な被害を受けたため、新規申し込みの受け付けは行っておらず、神栖市居切第二墓地への移転をすすめている。
当墓地は東日本大震災で壊滅的な被害を受けた、神栖市居切墓地の使用者の移転用墓地として新規造成し、供用開始日の平成 25 年 7 月 1 日から 5 年以内の移転をお願いしている。
合葬式墓地（通常合葬墓）・・・納骨棟についての内容
合葬式墓地（直接合葬墓）についての内容
市営霊園全体について記載
※貸付後、返還を受けたものあり
※「公営 稲城・府中メモリアルパーク」は現在整備中であり、平成 27 年夏ごろの開苑を予定している。
※稲城市有の墓地の有無：1 か所（共同墓地、1478 m ² （公簿）旧多磨村村時代の一村共有地）
三浦記：⑫のウの回答に（身寄りのない者のお骨を一時的に預かるもの）との記述有
無縁用の区画 2 区がある
平成 27 年度 4 月以降に造成分 116 区を販売の予定
無縁墳墓はあるが（1 区画）整理したことはない
無縁墳墓はあるが整理したことはない
無縁墳墓はあるが整理したことはない（1 区画）
墓地内の施設について身元不明の無縁仏の供養塔はあります。ただし、市営墓地内で整理したことはありません。
土葬式墓地のため募集停止
墓地の管理について
墓地内の整備、水道は墓地使用者による管理組合による。
墓地の使用許可、改葬、埋葬許可証の管理は大田市
無縁墓の情報については資料が整理されておらず、把握が困難である

<ul style="list-style-type: none"> ・西墓地は 1997 年、隣接地に建設。管理は西と一括して行っている。 ・無縁墓の情報については資料が整理されておらず、把握が困難である
無縁墓の情報については資料が整理されておらず、把握が困難である
川東新墓地は 1987 年に隣接地に建設、川東墓地と一括で管理
<p>三浦記：</p> <p>墓地 1 区画の面積は新規の場合は 10 平米以下、となっているが、古い区画は許可当時の規定による。</p> <p>との記述が面積のところに書かれている。</p>
<p>※本土区域</p> <p>※織細復興区整理事業に伴う移転</p>
<p>※本土区域</p> <p>※第 1 墓地の残区画減少に伴う増設</p>
<p>※本土区域</p> <p>※住民要望</p>
<p>※島嶼区域</p> <p>※県道拡幅に伴う移転（離島振興事業）</p>
<p>使用料、管理料については、現在、墓地の使用者調査を行っており、使用者台帳がきちんと整備されたら、徴収を行う予定。</p>
<p>当該調査敷地はもともと名護市の事業（道路拡張工事等）による代替・売買地として扱われており、確認できる中で最も古い資料が昭和 57 年 4 月 14 日付の土地売買取引の手続きとなる。</p>
<p>宇茂佐墓園の取り扱いについては、宇茂佐墓園における墓地使用基準、および、宇茂佐墓園における墓地使用基準細則にも続くものとする。</p> <p>当該墓苑の整備開始当初の工事契約日が平成 8 年 6 月 28 日付となっている。</p>